

2015年12月17日
第54回JPドメイン名諮問委員会
資料2

電気通信事業法改正後の状況

2015年12月17日(木)

電気通信事業法等の一部を改正する 法律の経緯

2013年10月1日	総務省が「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」(平成25年10月1日付け諮問第20号)について、情報通信審議会に諮問
2014年12月18日	情報通信審議会が「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」(平成25年10月1日付け諮問第20号)について答申
2015年4月3日	総務省が電気通信事業法等の一部を改正する法律案を国会提出
2015年5月15日	電気通信事業法等の一部を改正する法律の成立
2015年5月22日	電気通信事業法等の一部を改正する法律の公布

電気通信事業法等の一部を改正する 法律の概要(1/2)

1. 電気通信事業の公正な競争の促進
 - 光回線の卸売サービス等に関する制度整備
 - 禁止行為規制の緩和
 - 携帯電話網の接続ルールの充実
 - 電気通信事業の登録の更新制の導入等
(合併・株式取得等の審査)
2. 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護
 - 書面の交付・初期契約解除制度の導入
 - 不実告知・勧誘継続行為の禁止等
 - 代理店に対する指導等の措置
3. その他
 - ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保
 - 電波法関係の規定の整備
(海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備等)

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の概要」より
<http://www.soumu.go.jp/main_content/000360303.pdf>

電気通信事業法等の一部を改正する 法律の概要(2/2)

今後求められる対応

「 <u>ドメイン名電気通信 役務</u> 」を提供する 電気通信事業者	電気通信事業の届出
	電気通信設備の管理規程の検討・策定・届出
	電気通信設備統括管理者の選任・届出
	その他、電気通信事業者としての一般的義務 への対応
「 <u>特定ドメイン名電気 通信役務</u> 」を提供する 電気通信事業者	上記の義務に加え、役務提供義務、会計の整 理・公表

「電気通信事業法(最終改正:平成二七年五月二二日法律第二六号)」より
<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO086.html>>

「電気通信事業法等の一部を改正する法律 新旧対照条文」より
<http://www.soumu.go.jp/main_content/000360311.pdf>

「ドメイン名電気通信役務」と 「特定ドメイン名電気通信役務」(1/2)

ドメイン名電気通信役務

「入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務」のうち、以下の電気通信役務とする。

ドメイン名電気通信役務	(参考)左記役務を提供する者(予定)
① 国別トップレベルドメイン(ccTLD)、地理的名称一般トップレベルドメイン(gTLD)として総務大臣が告示するものの登録権限者が提供するもの ※ 登録権限者(京都情報大学院大学)が電気通信事業として営むものではないため、「.kyoto」は規律対象とならない	●4社 ・JPRS:「.jp」 ・GMOドメインレジストリ:「.nagoya」「.tokyo」「.yokohama」 ・インターリンク:「.osaka」 ・ビジネスラリアート:「.okinawa」
② 契約数が30万件以上のもの (①を除く)	●4社 ※現時点では情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)の委員にのみ情報開示

「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)の施行等に伴う関係省令等の整備について」より
http://www.soumu.go.jp/main_content/000385385.pdf

「ドメイン名電気通信役務」と 「特定ドメイン名電気通信役務」(2/2)

特定ドメイン名電気通信役務

ドメイン名電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるもの

「国別トップレベルドメイン(ccTLD)※1、地理的名称一般トップレベルドメイン(地理的名称gTLD)※2として総務大臣が告示するものの登録権限者が提供するもの」とする。

※1 告示において、「.jp」を定める。

※2 告示において、「.nagoya」、「.tokyo」、「.okinawa」、「.yokohama」、「.osaka」、「.kyoto」を定める。

「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)の施行等に伴う関係省令等の整備について」より
<http://www.soumu.go.jp/main_content/000385385.pdf>

電気通信事業法等の一部を改正する 法律の施行等に伴う関係省令等の整備

- 11月10日(火)に、総務省の情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第66回)にて、関係省令等の整備に関して諮問。
- 同じく11月10日(火)に、関係省令案に対しての意見募集(パブリックコメント)が行われた。(12月10日募集締め切り)
- 関係省令として出された省令案のうち、ドメイン名関連の記載があるのは以下の省令案。
 - 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案
 - 電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)の一部改正案
 - 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)の一部改正案
 - 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の一部改正案

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案について
の意見募集」より

<http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000160.html>

JPRSからの意見提出

- JPRSが総務省の「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集」に対して以下の意見を提出
 - DNSに限らず、グローバルな環境の中で運用されるインターネットを、国の法律というローカルな枠組みで規制すること自体が馴染まないものであると考えます。しかし、インターネットの社会的重要性が増す中で、DNSについても国が何らかの信頼性確保の枠組みを必要と考えることは、理解できないわけではありません。ただ、国内法ということで、日本国内の企業が海外企業に比べて不利益を被ることのないようにしていただきたいと思います。
 - 我々インターネット業界から見ると、ドメイン名電気通信役務の定義や、ドメイン名やIPアドレス、DNSなどの用語の定義など、法律の文言に違和感を感じるところも多く、法律や省令の解釈・運用にあたって誤解のないように、業界との密なコミュニケーションをお願いします。
 - インターネットが進化・変化していく中で、適切なタイミングで必要な見直しを行っていただきたいと思います。

スケジュール

実施済

- | | |
|-------------|---|
| 2015年11月10日 | 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)に、関係省令等の整備案について諮問 |
| 2015年11月10日 | 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集 |
| 2015年12月10日 | 関係省令等への意見募集(パブリックコメント)の意見提出期限 |
| 2016年1月下旬頃 | 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)から答申 |
| 2016年5月21日 | 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行 |

「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)の施行等に伴う関係省令等の整備について」より

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000385385.pdf>